平成２３年（フ）第３７６号
北海道旭川市豊岡９条２丁目１番５号　壱番館212
破産者　小島　一人
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０３号
北海道旭川市旭岡３丁目２番地の18　ステイドヒルズ101号
破産者　小西　精彦
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
北海道旭川市末広東１条２丁目６番22号
破産者　堀設備こと　堀　　康弘
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４０号
横浜市鶴見区下末吉３丁目５番８号　ヴィラ・ファミーユ101
破産者　齋藤　隆二
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
岐阜県大垣市上石津町上原277番地
破産者　桑原　幸三
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
静岡市葵区城東町８番２号
破産者　萩原　新一
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１号
静岡市葵区城東町８番２号
破産者　萩原　光枝
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５６号
静岡県裾野市岩波55番地の４、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町畑毛698番地の230
破産者　増田　俊明
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
静岡県伊東市十足611―22、住民票上の住所静岡県伊東市芝町13番10号
破産者　渡邊　茂夫
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
愛知県豊橋市中野町字二本松西34番地　２―504、開始決定時の住所愛知県豊橋市西幸町字幸136番地の18
破産者　大塚　正勝
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３６０号
京都市伏見区大津町719番地プランドール曽我201号
破産者　吉田　一夫
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
京都府京田辺市花住坂３―22―18、登録原票上の住所京都府宇治市大久保町北ノ山74番地
破産者　金山未千代こと金山三千代こと　韓　榮子
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地34
破産者　畑中　治男
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４０号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地34
破産者　畑中　貴子
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
奈良市東九条町250番地の５
破産者　ＮＰ企画・奈良通信社・飯田尋士こと　飯田　　博
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
奈良市三条町606番地の76　奈良ハイタウン２―608号
破産者　吉松　秀晃
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
長崎県長崎市星取１丁目４番３号、旧住所長崎県長崎市星取２丁目６番34号
破産者　森塚　陽子
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第２７４号
静岡県浜松市中区領家２丁目20番27号　プリヴェ３号室、開始決定時の住所埼玉県入間市大字野田2215番地２
破産者　山崎　るみ
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７７号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目８番地１
破産者　池田こと　盧　　昌子
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部